

## 議案第12号

### 鳥取県職員の共済制度に関する条例の廃止について

次のおり鳥取県職員の共済制度に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員の共済制度に関する条例を廃止する条例

鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和36年鳥取県条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。